

山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業登録要領

第1 趣旨

この要領は、社会全体で子育てを応援する取組の推進と男女共同参画社会の実現を目指し、子ども・子育てを支援し、男女がともにいきいきと働きやすい職場環境をつくることに取り組む企業が、「子育て応援・男女いきいき宣言」企業として登録することについて、必要な事項を定める。

第2 対象

この要領において、企業とは、県内に事業所がある企業、法人、団体等をいう。(県内または県外に本社がある場合の支店を含み、国及び地方公共団体を除く。)

第3 募集内容(それぞれの要件は別表に例示)

- (1)次に掲げるいずれかに取り組んでいる、または、取り組む計画があることを宣言する企業(以下、宣言企業という。)を募集する。
 1. 仕事と家庭が両立できる職場環境をつくるための取組
 2. 社会全体で子どもや子育てを支えるための取組
 3. 男女がともにいきいきと活躍するための取組
 4. その他の取組
- (2)宣言企業は、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、次世代育成支援対策推進法等の関係法令を遵守するものとする。

第4 応募方法・登録手続き

応募方法及び登録手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1)企業は、応募用紙(様式1)に必要な事項を記入のうえ、山梨県県民生活・男女参画課へ、郵送、ファックス、電子メール、持参により申し込みを行う。
- (2)県は、前号の申し込みのあった企業について、第3に定める要件のいずれかに該当するかを審査し、その結果を当該企業に通知する。
- (3)県は、申し込みを行った企業の登録を決定したときは、必要事項を登録簿(様式3)に記載し、登録証(様式2)を交付するとともに、県のホームページ等で公表する。

第5 宣言企業への支援

県は、次に掲げる措置等により宣言企業への支援に努めるものとする。

- (1)子ども・子育て支援、男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業としての広報
- (2)子ども・子育て支援、男女共同参画の推進に関連する情報の提供
- (3)宣言企業の具体的な取組に関する指導、助言

第6 登録の変更、辞退、取り消し

- (1)宣言企業は、登録内容について変更があるときは、すみやかに県に届出を行うものとする。
- (2)宣言企業は、宣言内容にかかる取組を継続できなくなったとき、または継続する意思を失ったときは、県に届出を行ったうえで登録を辞退することができるものとする。
- (3)県は、宣言企業について、明らかに本制度の趣旨に反するなど、登録を継続することが適当でない判断した場合は、その登録を取り消すことができるものとする。

第7 登録の確認

県は、定期的にもしくは必要に応じて、宣言企業の取組状況等について確認することができるものとする。

第8 その他

この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成24年12月1日から適用する。
- 2 「「子育て応援宣言」企業・事業所募集要項」及び「山梨県男女いきいき・輝き宣言企業登録要領」は、廃止する。
- 3 上記2の「「子育て応援宣言」企業・事業所募集要項」等に基づき宣言した企業等は、この要領に基づき宣言したものとする。